R7- 公募型指名競争入札 第 JK-1 号

市民局 人権・男女共同参画推進課

次により、公募型指名競争入札(期間入札)を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則、高松市契約事務処理要綱、高松市公募型指名競争入札試行要領及び高松市期間入札試行要領と期間入札(試行)に関する留意事項(※)、入札参加者の心得及び、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類をFAXで送信してください。

なお、送信された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、FAXの受信が 直ちに指名につながるものではありません。

また、FAXによる送信が不都合な場合は、持参も可とします。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページの「入札・契約情報」〉 契約監理課ホームページの「契約事務全般など」に掲載しています。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を5月9日(金)正午までに市民局人権・男女共同参画推進課に提出する必要があります。御注意ください。
- ・表中下線を付しているものは、対象文書をダウンロードすることができます。

1	入札に付する業務	上天神文化センター仮設施設賃貸借
2	業務の履行場所	高松市上天神町地内
3	業務の種類	レンタル・リース
4	設置期限	契約締結日から令和7年11月17日(月)まで
5	リース期間	令和7年12月1日(月)から令和9年4月30日(金)ま で
6	業務の概要	軽量鉄骨造(ブレース構造) 建築面積 約310.7㎡ 床面積 約310㎡ 1階建 17か月 (令和7年12月~令和9年4月)リース(ただし、プレハブ引き渡し後、令和7年12月1日までの間に引越作業を行う)
7	予定価格	非公表
8	最低制限価格	設定しない
9	入札保証金	要しない
1 () 契約保証金	要する(ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。)

11 支払条件	(1) 前金払 無し (2) 部分払 無し (3) 完了払 有り
	(1) 申請日現在、高松市入札参加資格者名簿(物品等) に業種名「レンタル・リース」営業種目「建材・資材」 に登載されている市内企業又は準市内企業(市内企業及 び準市内企業の定義は、 <u>高松市公募型指名競争入札実施</u> マニュアル運用基準(以下「運用基準」という。)によ る。)
	(2) 高松市指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中 でないこと。
12 入札参加条件	(3) 過去15年以内(下請実施の場合は7年以内)に同種のプレハブを設置した実績を有すること(発注機関は運用基準に記載のものに限る)。なお、13で求める実績調書に、入札参加条件に適合する実績の履行内容が確認できる書類を添付すること。
	(4) 入札参加資格者が入札までに入札条件を満たさなく なったときは、入札に参加できない。
	(5) 指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
13 入札参加申請	入札参加を希望する者は、入札参加申請書及び <u>実績調書</u> (指定様式)に入札参加条件12(3)を明らかにすることができる書類を添付し、FAX又は持参すること。申請受付FAX番号 087-839-2291 ※ 契約監理課発注の場合とFAX番号が異なりますので御注意ください。 ※ 受信確認のため、FAX送信後、送信した旨の連絡を参加申請書提出期間中の市の執務時間中(日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで)に電話連絡すること。(電話番号 087-839-2292)
14 参加申請書提出期間	令和7年4月24日(木)から同年5月9日(金)まで(同日 正午必着)
15 指名(非指名)通知	(1) 入札参加資格の有無について、令和7年5月13日 (火)までにFAXで送信する。 (2) 指名した者には入札通知書を、指名しなかった者に は指名しなかった理由を送信する。
16 入札説明	実施しない。なお、設計図書等については、このページを 開く画面から閲覧及びダウンロードできます。

17 質問及び	回答	(1) 本業務の内容に質問がある場合は、令和7年5月 19日(月)正午までに質問書(指定様式)を人権・男女 共同参画推進課にFAXで送信すること。 質問受付FAX番号 087-839-2291 (2) 質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問 及びこれに対する回答の全件を次のとおり閲覧に供す る。なお、質問及び回答が閲覧に供された場合は、仕 様書同様、これを熟知の上入札しなければならない。 ア 閲覧期間 令和7年5月20日(火)から23日(金) まで イ 閲覧時間 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで (閲覧初日に限り、午後1時までに閲覧開始) ウ 閲覧場所 市民局 人権・男女共同参画推進課
18 入札書の提出期間及 び提出先		提出期間 令和7年5月21日(水)から23日(金)まで 提出先 市民局 人権・男女共同参画推進課 (注)1 持参の場合は、日曜日、国民の祝日に関する法律 に規定する休日及び土曜日を除きます。 2 提出時間は、持参の場合は、いずれの日も午前8 時30分から午後5時までです。郵送の場合は、提 出期間の最終日の午後5時までに必着させなければ なりません。
19 開札	日時	令和7年5月26日(月)午前10時
	場所	高松市役所 8階 82会議室
20 再度入札		(1) 提出期限 令和7年6月2日(月)午前10時 (2) 提出先及び注意事項 上記「18 入札書の提出期 間及び提出先」に同じ (3) 再度入札開札日時 令和7年6月2日(月) 午前10時
21 開札立会	人	原則として、入札者の立会いは求めない。
22 問合わせ先		高松市 市民局 人権・男女共同参画推進課 電話番号 087-839-2292 FAX番号 087-839-2291 E-mail keihatsu@city.takamatsu.lg.jp
23 その他		(1) ここに明記のない条件等については、契約監理課発注の公募型指名競争入札に準ずるものとする。 (2) 本案件は、高松市公募型指名競争入札試行要領第 10条の規定(公募型指名競争入札の中止)は適用しない。

【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。 この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4及び第167条の11第1項、高松市契約規則第17条第1項において準用する同規則第5条及び第12条の4、高松市期間入札試行要領と期間入札(試行)に関する留意事項並びに「入札参加者の心得」による。
- (3) 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札(試行)に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記(入札書を提出する際のチェックポイント)」をはじめ、重要事項を記載している。
- (4) 開札は、入札期間の末日の翌日(市の執務日)に行う。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に 相当する金額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び 地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契 約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22 年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。
- (7) 契約保証金 次に定めるところによる。
 - ア 落札者は、契約の締結時に、契約金額(長期継続契約の場合は、1年当たりの契約金額)の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保(高松市契約規則第23条において準用する同規則第8条第2項)を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
 - イ 契約保証金には利子を付さないものとする。
 - ウ 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供 した担保は、市に帰属する。
- (8) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- (9) (6) により契約を締結しないこととした場合は、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (10) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。したがって、落札者は、落札決定後10日以内に、記名押印した契約書を提出しなければならない。
- (11) 本文書に明記のない条件等については、契約監理課発注案件に係る高松市公募

型指名競争入札実施マニュアルの8及び8-2に準ずる。この場合において、同マニュアル8-2中「苦情及び再苦情」とあるのは、「苦情」と読み替えるものとする。

(12) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号に ある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する 告示を下記のとおり定め公表しています、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請 負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるも ののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為 その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
 - (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者(市との契約の相手方)が暴力団等から不当要求行為を受けた場合 や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等 を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの 暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、<u>契約監理課ホームページ</u>を御 参照ください。

⇒契約監理課ホームページ: http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/622.html

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます(同制度における通報方法:電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。)

⇒メールアドレス: naibu. tuho. shinsakai@nifty. com

書面提出の場合の宛先:総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)。

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間(特別措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間)を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した 書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。 支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最 低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、いずれも<u>契約</u> 監理課ホームページに掲載しています。